

## 橘湾東部漁業協同組合 漁業技能実習生へ労働関係法令講習

3月13日、長崎県の島原半島の西部に位置する橘湾東部漁業協同組合の研修室で、インドネシア人漁業技能実習生16人に、労働関係法令講習を実施した。

講習を終えた漁業技能実習生は、海員組合長崎支部と気仙沼支部が担当している会社の大目流し網漁船に乗船する予定になっている。

講習では組合本部から水産部のファイザル職員が講師と通訳を務め、また長崎支部の執行部も講師を務めた。

### 主な講習内容

- ▽全日本海員組合の活動内容▽日本漁船の乗船心得
- ▽給料その他の報酬と賃金から控除される税金について
- ▽安全衛生など労働関係法令▽災害補償
- ▽船内秩序

- ▽ライフジャケットをはじめとする安全保護具の着用義務

これらの講習内容についてコミュニケーションを図りながら説明し、質疑応答形式で講習を実施した。

### 技能実習生からの主な質問

- ▽社会保険料の控除額など
- ▽宗教上で禁忌とされる食材の摂取と実習期間中におけるラマダン対応について
- ▽災害補償について
- ▽乗船中に日本人船員とトラブルが生じた場合の相談窓口について

その他、漁業技能実習に関連する、さまざまな質問があり、講師からは実例などを紹介しながら、わかりやすく説明し、質問に答えた。

最後に各地区で発生している技能実習生の失踪事件や事故の実例を挙げながら、脱船逃亡は犯罪行為に巻き込まれる恐れがあり、絶対にしてはならないと注意喚起するとともに、病気やケガをすることなく実習期間を満了し母国へ帰れるよう頑張してほしいと激励し、困ったことや相談したいことがあれば、いつでも海員組合に連絡するよう伝え、講習を修了した。

今後、技能実習生は陸上での座学講習を経て、各々の船舶へ乗船し、漁船漁業における技術・知識の習得に向けた実習を行っていく。《長崎支部=発信》

「海員だより」